

「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」に基づく防犯指導の推進について(通達)

〔 令 5. 2. 20 警察庁丙生企発第11号
警察庁生活安全局長から各地方機関の長、各都道府県警察の長あて 〕

(概要)

コンビニエンスストア・スーパーマーケット（以下「コンビニエンスストア等」という。）の防犯対策については、防犯基準に基づき防犯指導等を推進しているところであるが、凶器を使用した強盗事件や

A T Mを利用した特殊詐欺が依然として発生している現状にあることから、各都道府県警察において引き続き防犯基準に基づいた指導を推進するよう指示したものである。

主な指示項目の概要は、

- 各店舗に対する指導に当たっては、防犯責任者等との連携を密にして、防犯基準に沿った防犯対策が推進されるよう指導すること
- 各警察署が店舗の防犯責任者及び職域防犯団体との連携を保ち、防犯基準が効果的に運用されるように各警察署担当者に対する指導教養の徹底を図ること
- 各店舗に対する立寄り、警ら等の警戒活動を強化するとともに、防犯責任者等に対して必要な防犯情報の提供及び防犯基準に沿った防犯指導を励行すること
- 防犯責任者等と連携して、強盗事件又は特殊詐欺事件の発生を想定した防犯訓練を実施すること
- 近年、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為が問題化しているところ、厚生労働省が作成した「カスタマーハラースメント対策企業向けマニュアル」の趣旨も踏まえ、適切に助言等を行うこと

等である。